

越

生町地域防災計画を改定しました

越生町地域防災計画は、地震、台風、土砂崩れ等の災害から、みなさんの生命・財産を保護することを目的に策定されています。

このたび、町では、令和元年東日本台風（台風第19号）や災害対策基本法等の一部改正と、これらを受けた国、埼玉県の防災計画の改正を踏まえ、越生町地域防災計画の見直しを行いましたので、お知らせいたします。

主な見直しポイント

①埼玉県地震被害想定調査に基づき被害想定の見直し
◆県の地震被害想定調査の結果から、町で最も被害が大きいと想定される「関東平野北西縁断層帯による地震」を反映し、被害想定の見直しを行いました。

②新たな被害想定に基づく食料の備蓄目標量の設定
◆県地震被害想定調査の避難者数、令和元年東日本台風（台風第19号）の避難者数を踏まえ、町で想定する避難者数を1000人とし、町の食料備蓄を1万6000食とします。また、各家庭においても3日分（推奨1週間）の食料・飲料水の備蓄を行うようにしてください。

③地区防災計画について
◆共助による地域防災力の強化を図るため、防災意識の醸成や人材育成（防災リーダーの養成等）を行い、地区居住者等が作成する地区防災計画の策定を推進します。

④町の活動体制の見直し
◆令和元年東日本台風（台風第19号）の教訓を踏まえ、町の活動体制を発生

期（発災直後）、応急期・復旧期に分け、新たに他の部の応援に関する事務を担当する「応援部」を創設しました。

⑤災害時受援体制の見直し
◆応援の受入に関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮など、受援に関する業務を災害対策本部事務として位置づけました。

⑥警戒レベルを用いた避難情報の発信
◆西日本における平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、「警戒レベル」に基づいた避難情報を発令し、住民の主体的な避難を支援します。

⑦指定避難所・福祉避難所について
◆指定避難所の指定を災害種別ごとに行い、新たに越生小学校と梅園コミュ

ニティ館を指定避難所として指定しました。また、「社会福祉法人光」、「社会福祉法人かえで」と福祉避難所に関する協定を締結したため、福祉避難所として指定しました。

⑧土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に関する事項について
◆土砂災害防止法の規定により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地等必要な事項を定めました。計画に定められた施設は、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられます。

⑨その他の改正事項
◆指定緊急避難場所の指定基準を災害対策基本法及び県地域防災計画に基づき明記しました。

◆県地域防災計画に沿った内容で、竜巻・突風対策、火山噴火降灰対策等を追加しました。

◆平成29年11月1日から発表を開始した「南海トラフ地震に関する情報」に伴い、東海地震に関する情報の発表は行われなくなつたため、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を削除しました。

※越生町地域防災計画は、総務課窓口または町ホームページで閲覧できます。



【指定避難所】※収容対象地区は、避難の目安となるもので、それ以外の地区の方も避難できます。

No.	施設名	住所	電話番号	災害種別				主な収容対象地区
				地震	洪水	土砂災害	その他	
1	中央公民館	大字越生 917	292-3223	○	○	○	○	越生、黒岩
2	やまぶき公民館	越生東 3-5-2	292-6511	○	○	○	○	越生、越生東
3	地域交流センター	上野東 5-300-2	—	○	○	○	○	唐沢、上野東
4	オーパークおごせ	大字上野 3083-1	292-7889	○	○	○	○	上野、唐沢、上野東
5	県立越生高等学校	大字西和田 600	292-3651	○	○	○	○	西和田、大谷、鹿下、古池、津久根、成瀬、如意
6	梅園小学校	大字小杉 547	292-3215	○	○	○	○	小杉、大満、黒山、龍ヶ谷、麦原、上谷、堂山
7	梅園コミュニティ館 (新たに追加)	大字小杉 547	298-8525	○	○	○	○	小杉、大満、黒山、龍ヶ谷、麦原、上谷、堂山
8	越生小学校 (新たに追加)	大字黒岩 251	292-2071	○	○	×	○	黒岩、西和田、津久根、成瀬
9	武蔵越生高等学校	上野東 1-3-10	292-3245	○	×	○	○	上野、唐沢、上野東、如意

避難所における新型コロナウイルス

ルス感染症への対策について

新型コロナウイルス感染症が流行している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となります。

町として適切に対応できるように努めてまいりますので、町民の皆様にも日頃から避難所の検討や備蓄品の確保、また避難所における感染拡大防止のためにご協力をお願いいたします。

1. 在宅避難の検討
「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。

2. 親戚・知人宅等への避難の検討
避難先は公民館や小学校等の町が指定する場所に限らず、安全な親戚・知人宅等に避難することも検討しましょう。

3. 多くの避難所の確保
災害時、町では可能な範囲で多くの指定避難所を開設するよう努めますが、避難者の分散のため、自治会の集会所の活用も検討していただくようお願いいたします。

4. 避難所に持っていくもの
町の備蓄品には限りがあります。マスク(タオル等)、アルコール消毒液(ウエットティッシュ等)、体温計、食料や飲料水、常備薬など、生活に必要なものは、できるだけ自分で用意し持参していただくようお願いいたします。

5. 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
避難所へ避難された場合、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底しましょう。

総務課 自治振興担当

☎内線 215